岡山県立鴨方高等学校制服販売等業務に係る公募型プロポーザル公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定に準じ、随意契約の方法により 契約を締結するため、次のとおり提案（公募型プロポーザル）を募集する。

令和８年１０月３０日

岡山県立鴨方高等学校長　久常　宏栄
岡山県立鴨方高等学校ＰＴＡ会長　井上　正貴

１ 業務の内容

（１） 業務名

岡山県立鴨方高等学校制服販売等業務

（２） 業務内容

① 岡山県立鴨方高等学校（以下「本校」という。）の制服デザイン、試作品の製作
② 令和１０年度新入生へ販売（令和１０年３月頃に販売予定）
③ 販売後のアフターケア（修理、クレーム、追加注文等）への対応

（３） 契約期間

契約締結日から令和１１年３月３１日まで
ただし、令和１１年度以降、双方とも契約解除等の意思表示がない場合は、新入生への製造・販売および販売後のアフターケア業務は１年間更新され、その後も同様とする。

（４） 制服販売価格の限度額

制服デザインは契約業者と学校で協議するが、決定した制服（夏服・冬服一式）は次の金額とすること。

・男子　６５，０００円程度
・女子　６８，０００円程度　　※いずれも、消費税及び地方消費税相当額を含む。

２ 参加資格

本件に参加しようとする事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。
（２）岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（４）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
（５）過去２年以内において、岡山県から入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

（６）法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できること。

3 契約に関する事務を担当する課室の名称等

〒７１９－０２４３　岡山県浅口市鴨方町鴨方８１９
岡山県立鴨方高等学校　事務室
電話（０８６５）４４―２１５８　／　ＦＡＸ（０８６５）４４―４６２６
電子メールアドレス：kamogata@pref.okayama.jp

4 契約条項を示す場所

上記３の場所とする。

5 プロポーザル参加手続等

本件に参加を希望する者は、「プロポーザル参加資格確認申請書」（様式第１号）を次のとおり提出しなければならない。また、参加者は、提出した書類等について上記３の契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（１）仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間

令和８年１０月３０日（金）から同年１１月１３日（金）まで（本校の閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

②配布場所

上記３に同じ。また、岡山県立鴨方高等学校ホームページ（https://www.kamogata.okayama-c.ed.jp/）からダウンロードすることもできる。

（２）プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和８年１０月３０日（金）から同年１１月６日（金）まで（本校の閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

②提出書類

（ａ）プロポーザル参加資格確認申請書（様式第１号）
（ｂ）印鑑証明書（受付日前３ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）
（ｃ）登記事項証明書（受付日前３ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）
（ｄ）財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可）
（ｅ）納税証明書
・県税事務所等が発行する納税証明書（未納がないことの証明）
※岡山県及び岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。
・税務署が発行する納税証明書
（ｆ）法人に関する調書（様式第３号）
※ただし、過去５年以内に、同類の業務について、国、県、地方公共団体等（公立学校含む）との契約実績を有し、誠実かつ確実に契約を履行した実績がある場合は、上記（ｂ）～（e）の書類の提出は不要とする。

③提出場所

上記３に同じ。

④提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、本校は一切の責任を負わない。）

電子メールで提出する場合は、PDF ファイルで送付すること。また、送信後には、到着したことを電話で上記３に確認すること。なお、メールの件名は「【参加申込】岡山県立鴨方高等学校制服販売業務_提出日_会社名」とすること。

（３） プロポーザル参加資格要件の審査

①審査結果の通知

プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、本件に参加することができない。

②プロポーザル参加資格要件不適合の理由の説明要求

プロポーザル参加資格要件不適合通知を受け取った者は、不適合通知を受け取った日から起算して７日以内までに、上記３の宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。送信後には、到着したことを電話で上記３に確認すること。

（４） 仕様等に対する質問の受付

①受付期間

令和８年１０月３０日（金）から同年１１月６日（金）まで（本校の閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

②方法

「仕様書等に対する質問・回答書（様式第２号)」により上記３の宛先に電子メールで送付すること。また、送信後には、到着したことを電話で上記３に確認すること。なお、メールの件名は「【質問】岡山県立鴨方高等学校制服販売業務_提出日_会社名」とすること。

③回答

電子メールにより回答する。また、岡山県立鴨方高等学校ホームページ（https://www.kamogata.okayama-c.ed.jp/）に掲載する。

④その他

プロポーザル実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 提案

提案書等の提出

本件に参加する者は、次の場所に提案書等を指定する部数提出しなければならない。

①提出期限

令和８年１１月１３日（金）午後５時（必着）

②提出場所

上記３に同じ。

③提出書類【書面１０部（持参または郵送)、１５ページ以内】

技術提案書（様式は定めないが、構成は次のとおりとし、用紙Ａ４サイズとする）

(a) 企業概要

自社ＰＲ及び岡山県内における令和８年度時点の学生服の納入実績等も記載する。

(b) 冬服・夏服のデザイン見本（実際のデザインは契約後協議）

デザインコンセプト・ビジョン

・着やすさや着心地などの機能性

・来年度の１２０周年記念に向け、中学生や地域の人に愛されるイメージ

※１２０周年記念式典（令和９年１０月２９日実施）にて、新しい制服を発表する

・年齢、性別、体型といった違いに関係なく、誰もが快適に着こなせるユニバーサルデザインであること

・総合学科らしい「多様性」、「主体性」をイメージしたデザインであること

(c) 実施体制

・新制服のデザイン作成体制や進め方

・新入生への販売体制（採寸～集金～納品）の実施体制、購入方法について、保護者、学校関係者にとって負担が少なく、かつ迅速に対応できる販売体制を企画したもの

(d) アフターサービス

・年度途中での追加注文や修理等の手続方法及び料金

・ＳＤＧｓの観点から、制服のリユースやリサイクルに関する取組

(e) その他特記事項

記載なしでも可

④提出方法

持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、本校は一切の責任を負わない。）

7 優先交渉権者（契約候補者）の選定方法

本校職員および保護者で組織する「学校指定品検討委員会（以下「検討委員会」という。）」で審査のうえ、総合的に判断する。

（１） 評価方法

①提案書等の評価

委員は、提案書をもとに、総合的に評価を行い、学校担当者が集計する。なお、プレゼンテーションは実施しないが、委員から提案書に疑義がある場合は、検討委員会から補足の説明を求める場合がある。

②優先交渉者（契約候補者）の選定

集計結果をもとに、全委員による協議を行って優先交渉権者（契約候補者）を選定し、優先交渉権者以外の者についても、順位付けを行う。当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、委員の協議により順位を決定する。

（２） 選定結果の通知及び公表

選定結果は後日文書により通知する。なお、選定結果についての異議申し立てはできない。

（３） 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載をした場合

②審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合（以下参考例）
・本選考に関し、第三者（下請業者）による介入があった。
・制服検討委員に対し、本選考に関する接触を行った。
③上記２の参加資格要件を満たしていないと判明した場合

8 契約書の作成要否　　要

なお、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

9 契約

優先交渉権者は、上記３の契約担当者と提出書類をもとに契約条件を調整のうえ、契約を締結する。なお、契約金額については、仕様書の内容を勘案して決定するため、参加者が提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

10 その他

（１）提出書類の作成と提出に要する費用は、提案者の負担とする。
（２）参加者から提出された全ての書類は、本件による優先交渉権者選定以外の目的では使用しない。また提出書類は返却しない。
（３）書類提出後の記載内容の変更は原則として認めない。
（４）提出書類は、優先交渉権者の決定に必要な範囲内において複写することがある。
（５）提出書類は、情報公開の請求により開示することがある。
（６）参加者が１者のみであった場合でも、本件での選定は実施する。
（７）本件の契約に当たり、優先交渉権者が定める約款等による手続が必要な場合は、８の契約書の作成に併せて所要の手続を行う。
（８）本業務に係る契約は、本校、本校ＰＴＡ、契約業者による３者契約とする。
（９）本業務において、本校独自に創作された制服に係るデザイン等の一切の知的財産権は、原則、本校に帰属するものとする。